

決算審査及び基金運用審査の結果について

令和5年8月2日

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員 船戸 淳

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員 北野 よしはる

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条で準用する同法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法第241条第5項の規定に基づく基金運用審査を実施したので、愛知県後期高齢者医療広域連合監査基準第17条の規定に従い、次のとおり公表します。

1 審査の期日

令和5年7月31日

2 審査の対象

(1) 決算審査

令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算

(2) 基金運用審査

令和4年度の基金運用状況

3 審査の結果

別紙「愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算及び基金運用審査意見書」のとおり

愛知県後期高齢者医療広域連合
一般会計及び後期高齢者医療特別会計
決算審査及び基金運用審査意見書

目 次

1	審査の対象	1
2	審査日	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	決算の概要	
(1)	総括	1
(2)	一般会計	
ア	概況	2
イ	歳入	2・3
ウ	歳出	4・5
(3)	後期高齢者医療特別会計	
ア	概況	5
イ	歳入	5～7
ウ	歳出	8・9
(4)	財産に関する調書	9
6	基金運用の概要	9
7	審査意見	10～12

意見書の記述に当たって

- 1 比率(%)は、原則として係数ごとに小数点以下第3位を四捨五入した。
- 2 表中の符号等の用法は、次のとおりである。
 - (1) 「△」：マイナスを表す。
 - (2) 「－」：該当数値のないもの
 - (3) 「0.00」：該当数値はあるが、単位未満のもの

令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療
特別会計決算審査及び基金運用審査意見

1 審査の対象

- (1) 令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和4年度基金運用状況

2 審査日

令和5年7月31日

3 審査の方法

愛知県後期高齢者医療広域連合監査基準の規定に従い、審査に付された一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、証書類その他政令で定める書類及び基金運用状況資料について、関係職員の説明を聴取するとともに、定例監査及び例月出納検査の結果も参考にして、計数の正確性、事務処理の適否、更に予算執行上の適否について実施した。

4 審査の結果

各会計の決算書及び附属書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で内容も適正であると認められた。

なお、予算の執行状況についても、適法であり、適正に執行されているものと認められた。

審査の結果の概要及び意見は、次のとおりである。

5 決算の概要

(1) 総括

令和4年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算収支は、次表のとおりである。

令和4年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算収支状況表

区分	歳入総額① (円)	歳出総額② (円)	歳入歳出 差引額③ =①-② (円)	翌年度に 繰り越す べき財源 ④ (円)	実質収支額⑤ =③-④ (円)	令和3年度 実質収支額 ⑥ (円)	単年度収支額 =⑤-⑥ (円)
一般会計	2,273,071,771	2,162,288,231	110,783,540	0	110,783,540	142,381,203	△31,597,663
後期高齢者医療 特別会計	983,883,479,365	942,966,695,980	40,916,783,385	0	40,916,783,385	51,744,545,948	△10,827,762,563
合計	986,156,551,136	945,128,984,211	41,027,566,925	0	41,027,566,925	51,886,927,151	△10,859,360,226

(2) 一般会計

ア 概況

令和4年度の一般会計歳入歳出予算現額は、2,416,739,000円であり、決算額は次のとおりである。

歳入	2,273,071,771円	(予算現額に対する割合 94.06%)
歳出	2,162,288,231円	(予算現額に対する割合 89.47%)
差引額	110,783,530円	

イ 歳入

一般会計の款別歳入決算は、次表のとおりである。

一般会計歳入決算状況表

款名	予算現額① (円)	調定額② (円)	収入済額③ (円)	不納 欠損額 (円)	収入 未済額 (円)	予算現額に 対する執行率 ③/① (%)	調定額に 対する収入率 ③/② (%)
1 分担金及び負担金	1,367,367,000	1,367,367,000	1,367,367,000	0	0	100.00	100.00
2 国庫支出金	900,279,000	760,458,000	760,458,000	0	0	84.47	100.00
3 寄附金	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00
4 繰入金	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00
5 繰越金	142,381,000	142,381,203	142,381,203	0	0	100.00	100.00
6 諸収入	6,710,000	2,865,568	2,865,568	0	0	42.71	100.00
歳入合計	2,416,739,000	2,273,071,771	2,273,071,771	0	0	94.06	100.00

一般会計歳入決算額は、2,273,071,771円であり、予算現額2,416,739,000円に対し執行率は94.06%、調定額に対する収入率は100%となっており、収入済額の主な内容は次のとおりである。

分担金及び負担金は、構成市町村からの事務費負担金1,367,367,000円である。
(負担金の市町村別内訳は、3ページの表のとおり。)

国庫支出金は、長寿・健康増進事業等の財源である調整交付金735,141,000円などである。

繰越金は、前年度からの繰越金142,381,203円である。

諸収入は、レセプト等データ抽出に係る手数料2,591,765円などである。

一般会計事務費負担金の市町村別内訳

市町村	区分	負担金額 (円)	構成比 (%)
名古屋市		379,162,493	27.73
豊橋市		63,579,089	4.65
岡崎市		61,955,111	4.53
一宮市		68,529,745	5.01
瀬戸市		25,901,717	1.89
半田市		21,617,244	1.58
春日井市		54,637,382	4.00
豊川市		33,585,584	2.46
津島市		13,562,855	0.99
碧南市		14,074,347	1.03
刈谷市		24,778,942	1.81
豊田市		67,246,339	4.92
安城市		30,686,763	2.24
西尾市		30,291,456	2.22
蒲郡市		17,091,261	1.25
犬山市		15,730,775	1.15
常滑市		12,483,036	0.91
江南市		20,039,994	1.47
小牧市		26,978,391	1.97
稲沢市		25,660,873	1.88
新城市		11,416,691	0.83
東海市		20,360,085	1.49
大府市		16,699,538	1.22
知多市		17,073,670	1.25
知立市		13,055,156	0.95
尾張旭市		16,597,333	1.21
高浜市		9,555,970	0.70
岩倉市		10,424,405	0.76
豊明市		14,120,701	1.03
日進市		16,407,402	1.20
田原市		12,891,080	0.94
愛西市		14,225,704	1.04
清須市		13,422,205	0.98
北名古屋市		16,661,366	1.22
弥富市		9,950,438	0.73
みよし市		11,086,935	0.81
あま市		17,622,425	1.29
長久手市		10,600,306	0.78
東郷町		9,348,058	0.68
豊山町		4,969,778	0.36
大口町		6,357,875	0.46
扶桑町		8,568,247	0.63
大治町		7,455,494	0.55
蟹江町		8,635,268	0.63
飛島村		3,365,413	0.25
阿久比町		7,326,529	0.54
東浦町		10,840,587	0.79
南知多町		6,034,430	0.44
美浜町		6,466,601	0.47
武豊町		9,606,585	0.70
幸田町		8,786,598	0.64
設楽町		3,742,632	0.27
東栄町		3,299,947	0.24
豊根村		2,798,151	0.20
合 計		1,367,367,000	100

ウ 歳出

一般会計の款別歳出決算は、次表のとおりである。

一般会計歳出決算状況表

款名	予算現額① (円)	支出済額② (円)	翌年度 繰越額③ (円)	不用額 ①-②-③ (円)	予算現額に 対する執行率 ②/① (%)	構成比 (%)
1 議会費	4,201,000	3,669,345	0	531,655	87.34	0.17
2 総務費	1,199,033,000	1,028,681,690	0	170,351,310	85.79	47.57
3 民生費	1,212,504,000	1,129,937,196	0	82,566,804	93.19	52.26
4 公債費	1,000	0	0	1,000	0.00	0.00
5 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.00	0.00
歳出合計	2,416,739,000	2,162,288,231	0	254,450,769	89.47	100.00

一般会計歳出決算額は、2,162,288,231円で、予算現額2,416,739,000円に対し執行率89.47%となっており、支出済額の主な内容は次のとおりである。(節別決算額は、5ページの表のとおり。)

議会費は、議員報酬1,550,000円、議会会場借上料1,773,800円などである。

総務費は、電算システム運用保守委託料140,504,367円、電算システム機器等賃借料87,709,920円、派遣職員人件費負担金293,693,444円、後期高齢者医療制度特別対策補助金359,959,000円などである。

民生費は、通信運搬費232,187,047円、被保険者証作成等業務委託料157,714,117円、給付管理事務委託料241,601,490円、高額療養費勸奨状作成等業務委託料200,326,654円などである。

なお、不用額の主な内容は、次のとおりである。

総務費では、見込みを下回ったことによる市町村に交付する特別対策補助金及び派遣職員人件費負担金の減、改修規模が見込みより縮小したことによる電算システム改修委託料の減、単価が見込みを下回ったことによる電算処理システム運用保守委託料の減などである。

民生費では、当初の想定より配布対象が減少したこと等による被保険者証作成等業務委託料の減、入札額が予定価格を下回ったことによるコールセンター運営業務委託料の減、医療費通知等に係る郵送件数が見込みを下回ったことによる通信運搬費の減、レセプト等の件数が見込みを下回ったこと等による給付管理事務委託料及びレセプト二次点検等業務委託料の減などである。

節別決算状況表

節 名	決 算 額 (円)	構 成 比 (%)
報酬	6,901,300	0.32
職員手当等	13,089,048	0.60
共済費	1,018,770	0.05
災害補償費	0	0.00
報償費	0	0.00
旅費	1,710,566	0.08
交際費	0	0.00
需用費	3,404,239	0.16
役務費	271,518,684	12.56
委託料	1,027,953,594	47.54
使用料及び賃借料	96,241,138	4.45
工事請負費	0	0.00
備品購入費	395,120	0.02
負担金、補助及び交付金	714,314,098	33.03
償還金、利子及び割引料	25,100,000	1.16
繰出金	641,674	0.03
予備費	0	0.00
合 計	2,162,288,231	100.00

(3) 後期高齢者医療特別会計

ア 概況

令和4年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算現額は、962,069,396,000円であり、決算額は次のとおりである。

歳 入	983,883,479,365円 (予算現額に対する割合102.27%)
歳 出	942,966,695,980円 (予算現額に対する割合 98.01%)
翌年度繰越額	0円
差 引 額	40,916,783,385円

イ 歳入

後期高齢者医療特別会計の款別歳入決算は、次表のとおりである。

後期高齢者医療特別会計歳入決算状況表

款名	予算現額① (円)	調定額② (円)	収入済額③ (円)	不納 欠損額 (円)	収入 未済額 (円)	予算現額に 対する執行率 ③/① (%)	調定額に 対する 収入率 ③/② (%)
市町村支出金	181,873,206,000	184,106,225,599	184,106,225,599	0	0	101.23	100.00
国庫支出金	273,268,785,000	294,247,390,191	294,247,390,191	0	0	107.68	100.00
県支出金	76,404,625,000	75,369,131,603	75,369,131,603	0	0	98.64	100.00
支払基金交付金	376,979,812,000	376,583,539,000	376,583,539,000	0	0	99.89	100.00
特別高額医療費 共同事業交付金	475,378,000	447,094,563	447,094,563	0	0	94.05	100.00
寄附金	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00
繰入金	1,664,000	641,674	641,674	0	0	38.56	100.00
繰越金	51,744,545,000	51,744,545,948	51,744,545,948	0	0	100.00	100.00
県財政安定化 基金借入金	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00
諸収入	1,321,373,000	2,053,314,013	1,384,905,017	335,905,264	332,503,732	104.81	67.45
財産収入	6,000	5,770	5,770	0	0	96.17	100.00
歳入合計	962,069,396,000	984,551,888,361	983,883,479,365	335,905,264	332,503,732	102.27	99.93

後期高齢者医療特別会計歳入決算額は、983,883,479,365円で、予算現額962,069,396,000円に対し執行率は102.27%、調定額に対する収入率は99.93%となっており、収入済額の内容は、次のとおりである。

市町村支出金は、市町村が被保険者から徴収した保険料を広域連合へ納付する保険料等負担金112,070,218,351円及び療養給付費の市町村負担分である療養給付費負担金72,036,007,248円である。(市町村別内訳は、7ページの表のとおり。)

国庫支出金は、療養給付費負担金227,651,743,439円などである。

県支出金は、療養給付費負担金現年度分69,139,677,968円などである。

支払基金交付金は、国民健康保険、被用者保険などの現役世代からの支援分である後期高齢者交付金376,583,539,000円である。

特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療費による財政影響を緩和するために国民健康保険中央会が行う共同事業からの交付金447,094,563円である。

繰越金は、前年度からの繰越金51,744,545,948円である。

諸収入は、第三者納付金962,567,242円などである。

財産収入は、基金運用利子5,770円である。

不納欠損額は、時効成立により債権が消滅したもの486,477円及び議決を経て債権放棄したもの335,418,787円であり、収入未済額は、第三者納付金1,352,000円

並びに国及び県の指導による医療機関からの返納金331,151,732円である。

後期高齢者医療特別会計各種負担金の市町村別内訳

市町村	区分	保険料負担金 (円)	基盤安定負担金 (円)	療養給付費負担金 (円)	合 計
名古屋市		29,461,759,509	5,339,469,099	23,394,958,000	58,196,186,608
豊橋市		4,429,688,138	897,223,956	3,680,000,000	9,006,912,094
岡崎市		4,661,272,263	744,679,520	3,134,336,062	8,540,287,845
一宮市		4,473,189,456	1,083,061,948	4,420,172,389	9,976,423,793
瀬戸市		1,824,903,060	376,628,160	1,526,004,633	3,727,535,853
半田市		1,375,109,319	258,671,696	988,474,074	2,622,255,089
春日井市		4,378,675,433	708,503,032	3,053,802,000	8,140,980,465
豊川市		2,278,402,339	441,780,349	1,725,420,000	4,445,602,688
津島市		799,943,410	175,640,498	731,435,000	1,707,018,908
碧南市		863,293,500	139,230,142	620,122,288	1,622,645,930
刈谷市		1,830,780,960	221,720,395	1,073,068,000	3,125,569,355
豊田市		5,537,795,855	693,682,682	3,472,854,000	9,704,332,537
安城市		2,201,199,190	289,274,498	1,285,000,000	3,775,473,688
西尾市		2,066,421,400	349,439,690	1,393,073,004	3,808,934,094
蒲郡市		1,030,410,034	238,873,797	958,156,000	2,227,439,831
犬山市		1,104,828,800	189,456,980	846,061,000	2,140,346,780
常滑市		675,969,580	146,458,361	573,703,000	1,396,130,941
江南市		1,277,730,900	266,828,154	1,013,243,000	2,557,802,054
小牧市		2,152,593,741	311,072,068	1,262,725,369	3,726,391,178
稲沢市		1,741,154,230	323,856,250	1,500,000,000	3,565,010,480
新城市		674,819,600	138,812,624	548,893,000	1,362,525,224
東海市		1,362,562,500	221,691,272	1,049,760,000	2,634,013,772
大府市		1,127,571,340	158,817,224	694,460,000	1,980,848,564
知多市		1,148,308,780	188,552,408	880,093,000	2,216,954,188
知立市		824,709,000	111,696,674	504,591,000	1,440,996,674
尾張旭市		1,210,768,500	188,844,022	858,000,000	2,257,612,522
高浜市		463,606,580	77,597,624	313,475,766	854,679,970
岩倉市		613,824,800	109,631,336	442,050,000	1,165,506,136
豊明市		990,189,908	154,468,469	749,635,605	1,894,293,982
日進市		1,214,352,644	137,530,501	683,224,000	2,035,107,145
田原市		724,181,900	153,518,176	563,134,881	1,440,834,957
愛西市		831,799,700	185,249,708	774,524,000	1,791,573,408
清須市		837,689,980	141,817,343	565,764,000	1,545,271,323
北名古屋市		1,128,960,764	196,336,866	766,718,000	2,092,015,630
弥富市		546,971,950	104,561,443	436,309,000	1,087,842,393
みよし市		645,993,400	83,469,533	379,594,000	1,109,056,933
あま市		1,111,787,730	221,994,872	921,230,111	2,255,012,713
長久手市		647,264,800	69,374,482	333,479,000	1,050,118,282
東郷町		540,570,000	80,242,990	373,873,000	994,685,990
豊山町		193,554,130	29,683,976	130,496,037	353,734,143
大口町		308,189,900	46,182,264	197,000,000	551,372,164
扶桑町		499,722,900	78,414,842	348,885,000	927,022,742
大治町		334,653,750	63,605,092	276,480,000	674,738,842
蟹江町		454,667,810	86,520,273	374,238,000	915,426,083
飛島村		76,046,800	10,443,664	42,000,000	128,490,464
阿久比町		366,179,500	58,168,473	257,046,000	681,393,973
東浦町		655,901,436	103,810,660	509,000,000	1,268,712,096
南知多町		227,301,700	69,223,356	269,865,000	566,390,056
美浜町		283,369,260	63,002,435	267,760,000	614,131,695
武豊町		519,982,430	93,591,334	363,769,138	977,342,902
幸田町		441,054,400	69,017,524	345,096,891	855,168,815
設楽町		90,864,370	26,895,822	83,026,000	200,786,192
東栄町		45,721,530	19,350,210	55,029,000	120,100,740
豊根村		17,246,630	7,038,045	24,900,000	49,184,675
合 計		95,325,511,539	16,744,706,812	72,036,007,248	184,106,225,599

ウ 歳出

後期高齢者医療特別会計の款別歳出決算は、次表のとおりである。

後期高齢者医療特別会計歳出決算状況表

款名	予算現額① (円)	支出済額② (円)	翌年度 繰越額③ (円)	不用額 ①-②-③ (円)	予算現額に 対する執行率 ②/① (%)	構成比 (%)
保険給付費	909,805,503,000	906,155,580,807	0	3,649,922,193	99.60	96.10
県財政安定化 基金拠出金	19,836,000	19,835,816	0	184	99.99	0.00
特別高額医療費 共同事業拠出金	476,828,000	430,265,182	0	46,562,818	90.23	0.04
保健事業費	4,495,856,000	3,943,025,964	0	552,830,036	87.70	0.42
基金積立金	1,800,006,000	1,800,005,770	0	230	99.99	0.19
公債費	24,615,000	0	0	24,615,000	0.00	0.00
諸支出金	30,647,569,000	30,617,982,441	0	29,586,559	99.90	3.25
予備費	14,799,183,000	0	0	14,799,183,000	0.00	0.00
合計	962,069,396,000	942,966,695,980	0	19,102,700,020	98.01	100.00

後期高齢者医療特別会計歳出決算額は、942,966,695,980円で、予算現額962,069,396,000円に対し執行率98.01%となっており、支出済額の主な内容は次のとおりである。(節別決算額は、9ページの表のとおり。)

保険給付費は、療養諸費835,518,817,441円などである。

県財政安定化基金拠出金は、後期高齢者医療の財政安定化を図る目的で県に造成された基金への拠出金19,835,816円である。

特別高額医療費共同事業拠出金は、国民健康保険中央会が行う共同事業に拠出する特別高額医療費共同事業拠出金429,804,108円などである。

保健事業費は、健康診査を市町村に委託した委託料3,674,677,904円などである。

基金積立金は、財政調整基金の運用収益を積み立てる財政調整基金積立金1,800,005,770円である。

諸支出金は、各種負担金・交付金等の過年度分精算額30,470,972,541円などである。

なお、不用額の主な内容は、次のとおりである。

保険給付費では、一人当たり支給額が見込みを下回ったことによる療養給付費及び高額介護合算療養費の減、保健事業費では、健康診査事業において受診者数が見込みを下回ったこと及び保健介護一体事業において実施市町村数及び市町村における事業費が見込みを下回ったことによる健康診査等事業費の減などである。

節別決算状況表

節 名	決 算 額 (円)	構 成 比 (%)
委託料	5,468,264,312	0.58
負担金、補助及び交付金	905,080,443,457	95.98
償還金、利子及び割引料	30,617,982,441	3.25
積立金	1,800,005,770	0.19
繰出金	0	0.00
予備費	0	0.00
合 計	942,966,695,980	100.00

(4) 財産に関する調書

令和4年度における財産の取得及び処分の変動状況は、次のとおりである。

ア 公有財産

本年度末における公有財産はサーバー室エアコン一式であり、本年度中の変動はない。

イ 物品

本年度末における取得価格1,000,000円以上の物品は、「電算処理システム」一式であり、本年度中の変動はない。

ウ 債権

年度中の増減については、95,200,000円減少し、本年度末における債権は、不当利得返還金で1,500,088,300円である。

エ 基金

年度中の増減については、財政調整基金において1,800,089,770円増加し、本年度末における基金は、有価証券299,790,000円、大口定期1,500,000,000円、普通預金299,770円である。

6 基金運用の概要

将来の財政調整に備えるため1,800,000,000円を積み立て、取崩はない。また、運用益は、有価証券84,000円、普通預金5,770円である。

以上が令和4年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算審査及び基金運用審査の概要である。

7 審査意見

令和4年度の一般会計・特別会計における決算審査及び基金運用審査の状況については以上のとおりである。

令和4年度決算に係る審査を行った結果、愛知県後期高齢者医療広域連合事務局は所管の事務事業について法令等を遵守し、全体としては適正かつ効率的に処理されていると認められた。

また、財政調整基金についても、適正に運用されていると認められた。
以下決算について、会計別に意見を述べる。

(1)一般会計について

一般会計は、市町村からの負担金や調整交付金等の国の補助金を歳入とし、職員人件費を始めとする事務局の運営経費及び電算システムの維持管理費等を歳出としている。

決算の状況は、歳入歳出予算現額それぞれ 2,416,739,000 円に対し、歳入決算額は 2,273,071,771 円、歳出決算額は 2,162,288,231 円で、市町村に交付する特別対策補助金やシステム改修委託料における執行残などにより、254,450,769 円の不用額が生じ、その結果、歳入歳出差引額は 110,783,540 円となっている。

広域連合は県内の全市町村により設立された自治体であり、事務局の運営経費である職員人件費、電算システムに係る運用保守委託料及び印刷等業務委託料等の経費については、各市町村からの事務費負担金を財源としている。

事務局の運営経費については、効率的な執行に努めた結果、110,783,540 円の歳入歳出差引額が生じたものであり、適正な予算執行が行われているものと認められる。

なお、令和6年秋以降は、従来の健康保険証が廃止されることとなったことから、被保険者が混乱することなく、安心して適切な医療を受けることができるよう、また、マイナンバーカードを取得しない方が不利益を被ることのないよう、広域連合においては、必要に応じて国に対して要望等を行うとともに各市町村と連携して、丁寧な制度の説明と実効性のある周知広報に努められたい。

(2)後期高齢者医療特別会計について

後期高齢者医療特別会計は、被保険者からの保険料を含む市町村負担金、国の

負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入とし、保険給付費、保健事業に係る経費等を歳出としている。

決算の状況は、歳入歳出予算現額が、それぞれ 962,069,396,000 円に対し、歳入決算額は、983,883,479,365 円で、歳出決算額は 942,966,695,980 円で、19,102,700,020 円の不要額が生じ、その結果、歳入歳出差引額は 40,916,783,385 円となっている。

歳入歳出差引額の 409 億円余は、国庫負担金等が予算額を上回って交付されたこと及び前年度繰越金の増額分を財源として増額補正した予備費の執行がなかったこと等による剰余金であり、予算執行は適正に行われているものと認められる。

なお、この剰余金については、財政調整基金への積立てを含め、今後の保険料抑制の財源として、有効に活用していただきたい。

制度の重要な財源である被保険者からの保険料の収納については、市町村との緊密な連携のもとに収納率向上の取り組みを行い、令和 4 年度の保険料収納率は 99.65%と前年度より 0.06 ポイント下がったものの、依然高い水準を維持しており、引き続き保険料の収納確保に努められたい。

また、諸収入においては、不納欠損額が 335,905,264 円あり、内訳は、時効の成立により債権が消滅したものが 486,477 円と議決を経て債権の放棄を行ったものが 335,418,787 円であった。また、第三者納付金及び療養給付費に係る返納金等による収入未済額が 332,503,732 円あった。返納金等については、適正な債権管理に努めるとともに、公正公平の観点から、早期の収納を図り、収入未済の解消に向けて一層努力されたい。

一方、歳出面では、令和 4 年度の一人当たり医療費は、令和 3 年度より 9,962 円増加し、958,878 円であった。団塊の世代の 75 歳到達による被保険者の増加や医療の高度化等により、医療費の更なる増加が見込まれる。医療費の適正化の観点から、国民健康保険団体連合会に委託して実施しているレセプトの二次点検、後期高齢者医療と介護保険の給付情報の突合による給付調整に加え、ジェネリック医薬品利用促進のための差額通知、重複・頻回受診者に対する訪問指導等を引き続き適切に実施されたい。

さらに、令和 2 年度から制度化された高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は、広域連合が保健事業の一部を構成市町村に委託して行うものであり、令和

4年度は32市町村（令和3年度21市町村）において事業が実施された。令和6年度までに全市町村で事業が実施できるよう、構成市町村と十分に協議及び連携を行い、市町村が効果的かつ効率的に取組を進めることができるよう努められたい。

(3)むすび

高齢化の進行により被保険者数は、年々増加し続けており、令和4年1月には県内の被保険者が100万人を突破した状況である。さらに、令和4年度以降からは団塊の世代が後期高齢者になり始めており、被保険者はこれまで以上のペースで増加することが見込まれている。

一方で、少子化の影響により現役世代は減少傾向にあり、加えて医療の高度化による医療費の増大等、高齢者を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況が続くものと考えられる。

後期高齢者医療制度の安定的運営を確保するためには、保険料収納対策や医療費の適正化等の各事業の実施が重要である。事業実施に当たっては、国の制度設計や施策の動向を注意しつつ、事業効果を常に念頭に、市町村等の関係機関と連携を図りながら、引き続き効率的な事業の推進に努められたい。

なお、後期高齢者医療については、5月に国会で成立した改正健康保険法等において、令和6年度より出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度から支援することとなったこと、また現役世代が支援している後期高齢者の医療費について負担が増加し続けていることから、現役世代と高齢者の負担割合の伸びが同じになるように負担率も見直されることとなっている。

今後も中長期的な視点に立った社会保障制度改革の検討が進むことが予想されることから、引き続き国における検討の動向を注視しながら情報収集に努め、安定的な運営の継続に必要な対応を図られたい。